## 第15号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年2月12日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

## (提案理由)

この案は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)等の改正に伴い、営業許可を要する業種を改める等のため提出します。

## 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例(平成12年3月台東区条例第1号) の一部を次のように改正する。

別表第2の2保健衛生の部6の項から39の項までを次のように改める。

	、w/る。 -		
6	食品衛生法(昭和22年法	飲食店営業	1 飲食店(移動飲食 許可申請
	律第233号)第55条第	許可申請手	店又は臨時飲食店をのとき。
	1 項及び食品衛生法施行令	数料	除く。) 営業 18,
	(昭和28年政令第229		300円
	号)第35条の規定に基づ		2 移動飲食店営業又
	く飲食店営業の許可の申請		は臨時飲食店営業
	に対する審査(卸売市場法		5,600円
	(昭和46年法律第35	飲食店営業	1 飲食店(移動飲食 更新申請
	号)に規定する卸売市場	許可更新申	店又は臨時飲食店を のとき。
	(花きの卸売のために開設	請手数料	除く。) 営業 8,9
	されるものを除く。以下		00円
	「卸売市場」という。)内		2 移動飲食店営業又
	の営業を除く。)		は臨時飲食店営業
			2,700円
7	食品衛生法第55条第1項	調理の機能	7,200円許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	を有する自	のとき。
	5条の規定に基づく調理の	動販売機に	
	機能を有する自動販売機に	より食品を	
	より食品を調理し、調理さ	調理し、調	
	れた食品を販売する営業の	理された食	
	許可の申請に対する審査	品を販売す	
	(卸売市場内の営業を除	る営業許可	
	<. )	申請手数料	

		調理の機能	5,100円更新申請
		を有する自	のとき。
		動販売機に	
		より食品を	
		調理し、調	
		理された食	
		品を販売す	
		る営業許可	
		更新申請手	
		数料	
8	食品衛生法第55条第1項	食肉販売業	11,500円許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	許可申請手	のとき。
	5条の規定に基づく食肉販	数料	
	ー 売業の許可の申請に対する	食肉販売業	5,700円更新申請
	審査(卸売市場内の営業を	許可更新申	のとき。
	除く。)	請手数料	
9	食品衛生法第55条第1項	魚介類販売	11,500円許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	業許可申請	のとき。
	5条の規定に基づく魚介類	手数料	
	販売業の許可の申請に対す	魚介類販売	5,700円更新申請
	る審査(卸売市場内の営業	業許可更新	のとき。
	を除く。)	申請手数料	
1 0	食品衛生法第55条第1項	魚介類競り	25,200円許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	売り営業許	のとき。
	5条の規定に基づく魚介類	可申請手数	
	 競り売り営業の許可の申請	料	
	に対する審査(卸売市場内	魚介類競り	12,600円更新申請
	の営業を除く。)	売り営業許	のとき。
		可更新申請	
		手数料	
1 1	食品衛生法第55条第1項	集乳業許可	11,500円許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	申請手数料	のとき。
	  5条の規定に基づく集乳業	集乳業許可	5,700円更新申請

1		1	T	I	i i
		の許可の申請に対する審査	更新申請手		のとき。
		(卸売市場内の営業を除	数料		
		⟨。)			
1	2	食品衛生法第55条第1項	乳処理業許	25,200円	許可申請
		及び食品衛生法施行令第3	可申請手数		のとき。
		5条の規定に基づく乳処理	料		
		業の許可の申請に対する審	乳処理業許	12,600円	更新申請
		査(卸売市場内の営業を除	可更新申請		のとき。
		く。)	手数料		
1	3	食品衛生法第55条第1項	特別牛乳搾	25,200円	許可申請
		及び食品衛生法施行令第3	取処理業許		のとき。
		5条の規定に基づく特別牛	可申請手数		
		 乳搾取処理業の許可の申請	料		
		に対する審査(卸売市場内	特別牛乳搾	12,600円	更新申請
		の営業を除く。)	取処理業許		のとき。
			可更新申請		
			手数料		
1	4	食品衛生法第55条第1項	食肉処理業	25,200円	許可申請
		及び食品衛生法施行令第3	許可申請手		のとき。
		5条の規定に基づく食肉処	数料		
		理業の許可の申請に対する	食肉処理業	12,600円	更新申請
		審査(卸売市場内の営業を	許可更新申		のとき。
		除く。)	請手数料		
1	5	食品衛生法第55条第1項	食品の放射	25,200円	許可申請
		及び食品衛生法施行令第3	線照射業許		のとき。
		5条の規定に基づく食品の	可申請手数		
		放射線照射業の許可の申請	料		
		に対する審査(卸売市場内	食品の放射	12,600円	更新申請
		の営業を除く。)	線照射業許		のとき。
			可更新申請		
			手数料		
1	6	食品衛生法第55条第1項	菓子製造業	16,800円	許可申請
		 及び食品衛生法施行令第3	許可申請手		のとき。

5条の規定に基づく菓子製造業の許可の申請に対するとき。審査(卸売市場内の営業を除く。)       8,400円 更新申請のとき。請手数料         17食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)       7イスクリーム類製造業の許可の申請手数料 手数料 中請手数料 見過業許可更新申請手数料 別談出記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記記	Í	1	ı	1	i i
審査(卸売市場内の営業を 除く。)  1 7 食品衞生法第55条第1項 及び食品衞生法施行令第3 5条の規定に基づくアイス クリーム類製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)  1 8 食品衞生法第55条第1項 及び食品衞生法施行令第3 5条の規定に基づく乳製品 製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業 を除く。)  1 9 食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく乳製品 製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業 を除く。)  1 9 食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく乳製品 製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業 を除く。)  1 9 食品衛生法第55条第1項 及び食品衞生法施行令第3 5条の規定に基づく清涼飲料水 別数計可更新 神請手数料 科水製造業の許可の申請に 対する審査(卸売市場内の 営業を除く。)  2 5、200円 更新申請 のとき。 申請手数料 別数部製造 第計手数料 別数部製造 表別規定に基づく清涼飲料水 別立とき。 申請手数料 対する審査(卸売市場内の営業 数料 2 5、200円 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。 更新申請 のとき。		5条の規定に基づく菓子製	数料		
除く。)   請手数料		造業の許可の申請に対する	菓子製造業	8,400円	更新申請
17 食品衛生法第55条第1項 アイスクリ		審査(卸売市場内の営業を	許可更新申		のとき。
及び食品衛生法施行令第3		除く。)	請手数料		
5条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)       業許可申請	1 7	食品衛生法第55条第1項	アイスクリ	16,800円	許可申請
クリーム類製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)       手数料         18 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造 客畜 (卸売市場内の営業を除く。)       25,200円許可申請のとき。         28 食品衛生法施行令第35条第1項 表際公司の申請に対す 表際(卸売市場内の営業を除く。)       12,600円更新申請のとき。         19 食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水 及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水 財才る審査(卸売市場内の営業を除く。)       25,200円許可申請のとき。         20 食品衛生法第55条第1項 食肉製品製品製造業を除く。)       25,200円許可申請のとき。         20 食品衛生法第55条第1項 食肉製品製品製造業を除く。)       25,200円許可申請のとき。         20 食品衛生法第55条第1項 食肉製品製品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業計手数料品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業計手数料」       12,600円更新申請のとき。         20 食品衛生法第55条第1項 食肉製品製品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業計手数料」       12,600円更新申請のとき。         20 食品衛生法施行令第3 造業計可更素計可更素的規定に基づく食肉製品製力のとき。       12,600円更新申請のとき。		及び食品衛生法施行令第3	ーム類製造		のとき。
申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)       アイスクリーム類製造業許可更新申請手数料       25,200円許可申請のとき。業許可更新申請手数料         18 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)       12,600円更新申請のとき。申請手数料を除く。)         19 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)       12,600円更新申請のとき。申請手数料を除く。)         20 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)       25,200円許可申請のとき。計手数料を除く。)         20 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業業計可申請のとき。計事数料を食肉製品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業計事数料を放出を表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表現的表		5条の規定に基づくアイス	業許可申請		
場内の営業を除く。)		クリーム類製造業の許可の	手数料		
# 許可更新   申請手数料		申請に対する審査(卸売市	アイスクリ	8,400円	更新申請
申請手数料   2 5,200円 許可申請		場内の営業を除く。)	ーム類製造		のとき。
18 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3			業許可更新		
及び食品衛生法施行令第3			申請手数料		
5条の規定に基づく乳製品       手数料         製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)       12,600円更新申請のとき。申請手数料         19食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)       25,200円許可申請のとき。更新申請手数料         20食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業計可申請のとき。請手数料品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業計可申請な審査(卸売市場内の営業計事業)       25,200円許可申請のとき。請手数料         20食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定に基づく食肉製品製品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業計手数料)       12,600円更新申請のとき。新申請手数料	1 8	8食品衛生法第55条第1項	乳製品製造	25,200円	許可申請
製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業業計可更新を除く。)12,600円更新申請のとき。申請手数料19食品衛生法第55条第1項		及び食品衛生法施行令第3	業許可申請		のとき。
る審査(卸売市場内の営業 業許可更新 を除く。)       業許可更新 申請手数料         19食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)       12,600円更新申請のとき。         20食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業・計手数料品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営業を除く。)       25,200円許可申請のとき。         20食品衛生活施行令第3		5条の規定に基づく乳製品	手数料		
を除く。)       申請手数料         19 食品衛生法第55条第1項		製造業の許可の申請に対す	乳製品製造	12,600円	更新申請
19 食品衛生法第55条第1項		る審査(卸売市場内の営業	業許可更新		のとき。
及び食品衛生法施行令第3 製造業許可		を除く。)	申請手数料		
5条の規定に基づく清涼飲料水料水製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の製造業許可対する審査(卸売市場内の製造業許可対力を設定を除く。)       12,600円更新申請のとき。         20食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第3方条の規定に基づく食肉製品製品製品製品製造業の許可の申請に対力を対力を設定を設定します。       25,200円許可申請のとき。         5条の規定に基づく食肉製品製品製品製品製品製品製造業の許可の申請に対する審査(卸売市場内の営造業許可更業を除く。)       12,600円更新申請のとき。         業を除く。)       新申請手数料	1 9	食品衛生法第55条第1項	清涼飲料水	25,200円	許可申請
料水製造業の許可の申請に 対する審査(卸売市場内の 営業を除く。)清涼飲料水 製造業許可 更新申請手 数料12,600円 更新申請 のとき。20食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食肉製 請手数料 品製造業の許可の申請に対 する審査(卸売市場内の営 業を除く。)25,200円 許可申請 のとき。12,600円 更新申請 のとき。業を除く。)新申請手数 新申請手数 料		及び食品衛生法施行令第3	製造業許可		のとき。
対する審査(卸売市場内の 営業を除く。) 2 0 食品衛生法第55条第1項 及び食品衛生法施行令第3 5条の規定に基づく食肉製 品製造業の許可の申請に対 する審査(卸売市場内の営 業を除く。) 対する審査(卸売市場内の営 業を除く。) 対する審査(卸売市場内の営 業を除く。)		5条の規定に基づく清涼飲	申請手数料		
営業を除く。)更新申請手数料20食品衛生法第55条第1項食肉製品製及び食品衛生法施行令第3造業許可申5条の規定に基づく食肉製請手数料品製造業の許可の申請に対食肉製品製する審査(卸売市場内の営造業許可更業を除く。)25,200円許可申請のとき。		料水製造業の許可の申請に	清涼飲料水	12,600円	更新申請
数料 2 0 食品衛生法第55条第1項 食肉製品製 2 5,200円許可申請及び食品衛生法施行令第3 造業許可申 のとき。 5条の規定に基づく食肉製 請手数料 1 2,600円更新申請する審査(卸売市場内の営造業許可更業を除く。) 新申請手数 料		対する審査(卸売市場内の	製造業許可		のとき。
20 食品衛生法第55条第1項 食肉製品製 及び食品衛生法施行令第3 造業許可申 5条の規定に基づく食肉製 請手数料 品製造業の許可の申請に対 食肉製品製 する審査(卸売市場内の営 造業許可更 業を除く。)12,600円更新申請 のとき。 新申請手数 料		営業を除く。)	更新申請手		
及び食品衛生法施行令第3 造業許可申 のとき。 5条の規定に基づく食肉製 請手数料 12,600円更新申請 お製造業の許可の申請に対 食肉製品製 12,600円更新申請 する審査(卸売市場内の営 造業許可更 業を除く。) 新申請手数			数料		
5条の規定に基づく食肉製請手数料品製造業の許可の申請に対食肉製品製する審査(卸売市場内の営造業許可更業を除く。)       12,600円更新申請のとき。	2 (	食品衛生法第55条第1項	食肉製品製	25,200円	許可申請
品製造業の許可の申請に対 食肉製品製 12,600円更新申請する審査(卸売市場内の営造業許可更業を除く。) 新申請手数料		及び食品衛生法施行令第3	造業許可申		のとき。
する審査(卸売市場内の営 造業許可更 業を除く。) 新申請手数 料		5条の規定に基づく食肉製	請手数料		
業を除く。) 新申請手数 料		品製造業の許可の申請に対	食肉製品製	12,600円	更新申請
料		する審査(卸売市場内の営	造業許可更		のとき。
		業を除く。)	新申請手数		
21食品衛生法第55条第1項水産製品製 19,200円許可申請			料		
	2 1	食品衛生法第55条第1項	水産製品製	19,200円	許可申請

	及び食品衛生法施行令第3	造業許可申		のとき。
	5条の規定に基づく水産製	請手数料		
	品製造業の許可の申請に対	水産製品製	9,600円	更新申請
	する審査(卸売市場内の営	造業許可更		のとき。
	業を除く。)	新申請手数		
		料		
2 2	食品衛生法第55条第1項	氷雪製造業	25,200円	許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	許可申請手		のとき。
	5条の規定に基づく氷雪製	数料		
	造業の許可の申請に対する	氷雪製造業	12,600円	更新申請
	審査(卸売市場内の営業を	許可更新申		のとき。
	除く。)	請手数料		
2 3	食品衛生法第55条第1項	液卵製造業	13,200円	許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	許可申請手		のとき。
	5条の規定に基づく液卵製	数料		
	造業の許可の申請に対する	液卵製造業	7,800円	更新申請
	審査(卸売市場内の営業を	許可更新申		のとき。
	除く。)	請手数料		
2 4	食品衛生法第55条第1項	食用油脂製	25,200円	許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	造業許可申		のとき。
	5条の規定に基づく食用油	請手数料		
	脂製造業の許可の申請に対	食用油脂製	12,600円	更新申請
	する審査(卸売市場内の営	造業許可更		のとき。
	業を除く。)	新申請手数		
		料		
2 5	食品衛生法第55条第1項	みそ又はし	19,200円	許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	ょうゆ製造		のとき。
	5条の規定に基づくみそ又	業許可申請		
	はしょうゆ製造業の許可の	手数料		
	申請に対する審査(卸売市	みそ又はし	9,600円	更新申請
	場内の営業を除く。)	ょうゆ製造		のとき。
		業許可更新		
		申請手数料		

		ľ		
2 6	食品衛生法第55条第1項	酒類製造業	19,200円	許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	許可申請手	ı	のとき。
	5条の規定に基づく酒類製	数料		
	造業の許可の申請に対する	酒類製造業	9,600円	更新申請
	審査(卸売市場内の営業を	許可更新申		のとき。
	除く。)	請手数料		
2 7	食品衛生法第55条第1項	豆腐製造業	16,800円	許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	許可申請手		のとき。
	5条の規定に基づく豆腐製	数料		
	造業の許可の申請に対する	豆腐製造業	8,400円	更新申請
	審査(卸売市場内の営業を	許可更新申		のとき。
	除く。)	請手数料		
2 8	食品衛生法第55条第1項	納豆製造業	16,800円	許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	許可申請手		のとき。
	5条の規定に基づく納豆製	数料		
	造業の許可の申請に対する	納豆製造業	8,400円	更新申請
	審査(卸売市場内の営業を	許可更新申		のとき。
	除く。)	請手数料		
2 9	食品衛生法第55条第1項	麺類製造業	16,800円	許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	許可申請手		のとき。
	5条の規定に基づく麺類製	数料		
	造業の許可の申請に対する	麺類製造業	8,400円	更新申請
	審査(卸売市場内の営業を	許可更新申		のとき。
	除く。)	請手数料		
3 0	食品衛生法第55条第1項	そうざい製	25,200円	許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	造業許可申		のとき。
	5条の規定に基づくそうざ	請手数料		
	い製造業の許可の申請に対	そうざい製	12,600円	更新申請
	する審査(卸売市場内の営	造業許可更		のとき。
	業を除く。)	新申請手数		
		料		
3 1	食品衛生法第55条第1項	複合型そう	35,200円	許可申請
	及び食品衛生法施行令第3	ざい製造業		のとき。

1		1	1	1	i i
		5条の規定に基づく複合型	許可申請手		
		そうざい製造業の許可の申	数料		
		請に対する審査(卸売市場	複合型そう	23,300円	更新申請
		内の営業を除く。)	ざい製造業		のとき。
			許可更新申		
			請手数料		
3	2	食品衛生法第55条第1項	冷凍食品製	25,200円	許可申請
		及び食品衛生法施行令第3	造業許可申		のとき。
		5条の規定に基づく冷凍食	請手数料		
		品製造業の許可の申請に対	冷凍食品製	12,600円	更新申請
		する審査(卸売市場内の営	造業許可更		のとき。
		業を除く。)	新申請手数		
			料		
3	3	食品衛生法第55条第1項	複合型冷凍	35,200円	許可申請
		及び食品衛生法施行令第3	食品製造業		のとき。
		5条の規定に基づく複合型	許可申請手		
		冷凍食品製造業の許可の申	数料		
		請に対する審査(卸売市場	複合型冷凍	23,300円	更新申請
		内の営業を除く。)	食品製造業		のとき。
			許可更新申		
			請手数料		
3	4	食品衛生法第55条第1項	漬物製造業	13,200円	許可申請
		及び食品衛生法施行令第3	許可申請手		のとき。
		5条の規定に基づく漬物製	数料		
		造業の許可の申請に対する	漬物製造業	7,800円	更新申請
		審査(卸売市場内の営業を	許可更新申		のとき。
		除く。)	請手数料		
3	5	食品衛生法第55条第1項	密封包装食	19,200円	許可申請
		及び食品衛生法施行令第3	品製造業許		のとき。
		5条の規定に基づく密封包	可申請手数		
		装食品製造業の許可の申請	料		
		に対する審査(卸売市場内	密封包装食	9,600円	更新申請
		の営業を除く。)	品製造業許		のとき。

Γ		1	
			可更新申請
			手数料
3	6	食品衛生法第55条第1項	食品の小分 16,800円許可申請
		及び食品衛生法施行令第3	け業許可申のとき。
		5条の規定に基づく食品の	請手数料
		小分け業の許可の申請に対	食品の小分 8,400円更新申請
		する審査(卸売市場内の営	け業許可更のとき。
		業を除く。)	新申請手数
			料
3	7	食品衛生法第55条第1項	添加物製造 25,200円許可申請
		及び食品衛生法施行令第3	業許可申請のとき。
		5条の規定に基づく添加物	手数料
		製造業の許可の申請に対す	添加物製造 12,600円更新申請
		る審査(卸売市場内の営業	業許可更新のとき。
		を除く。)	申請手数料
3	8	削除	
3	9	削除	

別表第2の2保健衛生の部49の項を次のように改める。

# 49削除

別表第2の2保健衛生の部49の2の項から49の4の項まで を削り、同部第60の項事務の欄中「第12条第2項」を「第1 2条第4項」に改め、同部62の項事務の欄中「第13条第3 項」を「第13条第4項」に改め、同部64の項事務の欄中「第 14条第9項」を「第14条第15項」に改め、同部第66の3 の項事務の欄中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、 同部第66の4の項事務の欄中「第1条の5第1項」を「第2条 の3第1項」に改め、同部第66の5の項事務の欄中「第1条の 6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同表の4建築の部5 5の項額の欄中

```
ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,
       000平方メートル以内のもの 26,000円
      ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
       5,000平方メートル以内のもの 80,000円
      二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
       10,000平方メートル以内のもの 126,000円
      ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超
       え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円
      へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え
       るもの 200,000円
を
      ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,
       000平方メートル以内のもの 16,000円
      ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、
       2,000平方メートル以内のもの 26,000円
      二 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
       5,000平方メートル以内のもの 80,000円
      ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
       10,000平方メートル以内のもの 126,000円
      へ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超
       え、25,000平方メートル以内のもの 160,000円
      ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え
       るもの 200,000円
に、
   (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2.000平
    方メートル以内のもの 26,000円
   (3) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,00
    0平方メートル以内のもの 80,000円
   (4) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,0
    00平方メートル以内のもの 126,000円
   (5) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,
    000平方メートル以内のもの 160,000円
   (6) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの
     200,000円
を
   (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平
    方メートル以内のもの 16,000円
```

(3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,00

0平方メートル以内のもの 26,000円

Γ

```
(5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,0
     00平方メートル以内のもの 126,000円
   (6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,
     000平方メートル以内のもの 160,000円
   (7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの
     200.000円
に、
Γ
      ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,
       000平方メートル以内のもの 180,000円
      ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
       5,000平方メートル以内のもの 280,000円
      二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
       10,000平方メートル以内のもの 359,000円
      ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超
       え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円
      へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え
        るもの 500,000円
を
      ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,
       000平方メートル以内のもの 138,000円
      ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、
       2,000平方メートル以内のもの 180,000円
      二 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
       5,000平方メートル以内のもの 280,000円
      ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
       10,000平方メートル以内のもの 359,000円
      へ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超
       え、25,000平方メートル以内のもの 429,000円
      ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え
        るもの 500,000円
に、
      ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,
       000平方メートル以内のもの 384,000円
      ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
       5,000平方メートル以内のもの 546,000円
      二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
       10,000平方メートル以内のもの 670,000円
      ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超
       え、25,000平方メートル以内のもの 789,000円
      へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え
```

(4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,00

0平方メートル以内のもの 80,000円

に、

- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平 方メートル以内のもの 384,000円
- (3) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,00 0平方メートル以内のもの 546,000円
- (4) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,0 00平方メートル以内のもの 670,000円
- (5) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25, 000平方メートル以内のもの 789,000円
- (6) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900.00円

を

Γ

- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平 方メートル以内のもの 300,000円
- (3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,00 0平方メートル以内のもの 384,000円
- (4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,00 0平方メートル以内のもの 546,000円
- (5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,0 00平方メートル以内のもの 670,000円
- (6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25, 000平方メートル以内のもの 789,000円
- (7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 900,000円

に改め、同部56の項額の欄中

ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2. 000平方メートル以内のもの 18,000円 ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 56,000円 二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 88,000円 ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超 え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円 へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え るもの 140,000円 を ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1, 000平方メートル以内のもの 11,000円 ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの 18,000円 二 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 56,000円 ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 88,000円 へ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超 え、25,000平方メートル以内のもの 112,000円 ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え るもの 140,000円 に、 Γ (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平 方メートル以内のもの 18,000円 (3) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,00 0平方メートル以内のもの 56,000円 (4) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,0 00平方メートル以内のもの 88,000円 (5) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25, 000平方メートル以内のもの 112,000円 (6) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 140,000円 を Γ (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平 方メートル以内のもの 11.000円 (3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,00 0平方メートル以内のもの 18,000円 (4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,00 0平方メートル以内のもの 56.000円 (5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,0

]

```
00平方メートル以内のもの 88.000円
(6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,
 000平方メートル以内のもの 112,000円
(7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの
 140,000円
  ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,
   000平方メートル以内のもの 96,000円
  ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
   5,000平方メートル以内のもの 156,000円
  二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
   10,000平方メートル以内のもの 205,000円
  ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超
   え、25,000平方メートル以内のもの 247,000円
  へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え
   るもの 290,000円
  ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,
   000平方メートル以内のもの 72,000円
  ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、
   2.000平方メートル以内のもの 96.000円
   当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
   5,000平方メートル以内のもの 156,000円
  ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
   10,000平方メートル以内のもの 205,000円
  へ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超
   え、25,000平方メートル以内のもの 247,000円
  ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え
   るもの 290,000円
  ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、2,
   000平方メートル以内のもの 198,000円
  ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、
   5,000平方メートル以内のもの 290,000円
  二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、
   10,000平方メートル以内のもの 361,000円
  ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超
   え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円
  へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え
```

るもの 491,000円

に、

Γ

に、

を

ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 154,000円ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 198,000円

二 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの 290,000円

ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの 361,000円

へ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートルを超 え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円

ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートルを超え るもの 491,000円

に、

Γ

- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、2,000平 方メートル以内のもの 198,000円
- (3) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,00 0平方メートル以内のもの 290,000円
- (4) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,0 00平方メートル以内のもの 361,000円
- (5) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円
- (6) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円

を

.

- (2) 建築物の延べ面積が300平方メートルを超え、1,000平 方メートル以内のもの 154,000円
- (3) 建築物の延べ面積が1,000平方メートルを超え、2,00 0平方メートル以内のもの 198,000円
- (4) 建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 290,000円
- (5) 建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 361,000円
- (6) 建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以内のもの 427,000円
- (7) 建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるもの 491,000円

に改め、同部58の項額の欄を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額は、次の1及び2に 掲げる区分に応じて、次に掲げる額(複合建築物(住宅部分(法第11条 第1項の住宅部分をいう。以下同じ。)と非住宅部分(法第11条第1項

の非住宅部分をいう。以下同じ。)とを含む建築物をいう。以下同じ。) の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住 者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部 分として取り扱い、法第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する 増築又は改築(法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除 く。)を行う場合は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じ て算出した額とする。また、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する内部に間任 切壁又は戸を有しない階又はその一部であって、その床面積に対する常時 外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるもの に該当する部分を有する建築物については、当該部分を含む非住宅部分の 床面積の合計により算出した額とする。以下59及び63の項において同 じ。) (法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の 建築物(同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。)について、当該 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建 築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の 手数料の額は、次の1に掲げる区分に応じて、次に掲げる額とする。)(建 築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国 土交通省令第1号。以下「省令」という。)第1条第1項第1号ただし書に 規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認 める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有するこ とが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数 料の額は、標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネル ギー消費量を用いて評価する方法をいう。以下この項、59、62及び6 3の項において同じ。)による場合とみなして算出した額とする。)

- 1 非住宅部分の用途が工場等(工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、 汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下59及び63の 項において同じ。)のみの場合
  - 一 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,700円
  - 二 当該部分の床面積の合計が1,000方メートル以上2,000平方 メートル未満のもの 27,100円
  - 三 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 80,400円
  - 四 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 128,000円
  - 五 当該部分の床面積の合計が 1 0,000平方メートル以上 2 5,00 0平方メートル未満のもの 1 6 1,000円
  - 六 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの201,000円
- 2 1以外の非住宅部分(非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の場合を含む。以下59及び63の項において同じ。)の場合
  - 一 モデル建物法(省令第1条第1項第1号イの一次エネルギー消費量 (以下「一次エネルギー消費量」という。)の算出に用いるべき標準的 な建築物を用いて評価する方法をいう。以下59、62及び63の項 において同じ。)による場合
    - (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの 110,700円
    - (2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,0 00平方メートル未満のもの 145,700円
    - (3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0

- 00平方メートル未満のもの 235,700円
- (4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円
- (5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2 5,000平方メートル未満のもの 371,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のも の 435,000円
- 二 標準入力法等による場合
  - (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの 284,400円
  - (2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,0 00平方メートル未満のもの 367,100円
  - (3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
  - (4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
  - (5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2 5,000平方メートル未満のもの 763,000円
  - (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円

### 同部59の項額の欄を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物につて、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法によりする場合の手数料の額は、次の1に掲げる区分に応じて、次に掲げる額とする。)(省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。)

- 1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合
  - 一 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円
  - 二 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平 方メートル未満のもの 19,100円
  - 三 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平 方メートル未満のもの 56,400円
  - 四 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000 平方メートル未満のもの 90,000円
  - 五 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,00 0平方メートル未満のもの 113,000円
  - 六 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの141.000円
- 2 1以外の非住宅部分の場合
  - ー モデル建物法による場合
    - (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの 77,600円

- (2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
- (3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0 00平方メートル未満のもの 165,100円
- (4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
- (5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 260,000円
- (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 305,000円
- 二 標準入力法等による場合
  - (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000 平方メートル未満のもの 199,200円
  - (2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,0 00平方メートル未満のもの 257,100円
  - (3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0 00平方メートル未満のもの 366,700円
  - (4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
  - (5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25 ,000平方メートル未満のもの 535,000円
  - (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 610,000円

別表第2の4建築の部60の項事務の欄中「第30条第1項」を「第35条第1項」に改め、同項額の欄中「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第29条第3項各号」を「第34条第3項各号」に改め、「加算しない。)」の次に「(省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、標準入力法等(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び省令第10条第1号イ(1)の屋内周囲空間

の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)を 用いて評価する方法をいう。以下この項及び61の項において同 じ。)による場合とみなして算出した額とする。)」を加え、 「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に、

Γ

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,00 0平方メートル未満のもの 27,100円
- ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 80,400円
- 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1 0,000平方メートル未満のもの 128,000円
- ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2 5,000平方メートル未満のもの 161,000円
- へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の もの 201,000円

を

Γ

- ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,00 0平方メートル未満のもの 16,700円
- ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 27,100円
- 二 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 80,400円
- ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1 0,000平方メートル未満のもの 128,000円
- へ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2 5,000平方メートル未満のもの 161,000円
- ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の もの 201,000円

に、「省令第10条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷(以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。)」を「屋内周囲空間の年間熱負荷」に、

Γ

- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 145,700円
- (ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円
- (二) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以

上10,000平方メートル未満のもの 309,000円 (ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満のもの 371,000 円 (へ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル 以上のもの 435,000円

を

Γ

- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 110.700円
- (ハ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 145,700円
- (二) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 235,700円
- (ホ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 309,000円
- (へ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満のもの 371,000 円
- (ト) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル 以上のもの 435,000円

に、

• -

- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 2,000平方メートル未満のもの 367,100円
- (ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
- (二) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
- (ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満のもの 763,000 円
- (へ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル 以上のもの 871,000円

を

- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 284,400円
- (ハ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 367,100円
- (二) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 523,700円
- (ホ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円
- (へ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル

以上25,000平方メートル未満のもの 763,000 円

(ト) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル 以上のもの 871,000円

に改め、同部61の項事務の欄中「第31条第1項」を「第36 条第1項」に改め、同項額の欄中「第31条第2項の規定におい て準用する法第30条第2項」を「第36条第2項の規定におい て準用する法第35条第2項」に、「第29条第3項各号」を 「第34条第3項各号」に改め、「加算しない。)」の次に 「(省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣が エネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によっ て非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確 かめられ、かつ、省令第10条第1号ただし書に規定する国土交 通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方 法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一 層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが 確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能向上計画変 更認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算 出した額とする。)」を加え、「第30条第1項各号」を「第3 5条第1項各号」に、

ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,00 0平方メートル未満のもの 19,100円

ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 56,400円

二 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 90,000円

ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2 5,000平方メートル未満のもの 113,000円

へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の もの 141,000円

```
ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,00
       0平方メートル未満のもの 11,800円
      ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,
       000平方メートル未満のもの 19,100円
      二 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,
       000平方メートル未満のもの 56.400円
      ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1
       0,000平方メートル未満のもの 90,000円
      へ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2
       5,000平方メートル未満のもの 113,000円
      ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の
       もの 141,000円
に、
       (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上
         2,000平方メートル未満のもの 102,100円
       (ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以
        上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
       (二) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以
        上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
       (ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル
        以上25,000平方メートル未満のもの 260,000
       (へ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル
         以上のもの 305,000円
を
       (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上
         1,000平方メートル未満のもの 77,600円
       (ハ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以
        上2,000平方メートル未満のもの 102,100円
       (二) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以
        上5,000平方メートル未満のもの 165,100円
       (ホ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以
        上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
       (へ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル
        以上25,000平方メートル未満のもの 260,000
        円
       (ト) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル
        以上のもの 305,000円
```

(ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上

- 2,000平方メートル未満のもの 257,100円
- (ハ) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
- (二) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
- (ホ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満のもの 535,000 円
- (へ) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル 以上のもの 610,000円

を

Γ

Γ

- (ロ) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上 1,000平方メートル未満のもの 199,200円
- (ハ) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 257,100円
- (二) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 366,700円
- (ホ) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
- (へ) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル 以上25,000平方メートル未満のもの 535,000 円
- (ト) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル 以上のもの 610,00円

に改め、同部62の項事務の欄中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項額の欄中「手数料の額は、当該共用部分の額は加算しない。)」の次に「(省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。)」を加え、

(二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,00 0平方メートル未満のもの 27,100円

```
000平方メートル未満のもの 80,400円
     (四) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1
      0,000平方メートル未満のもの 128,000円
     (五) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2
      5,000平方メートル未満のもの 161,000円
     (六) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の
      もの 201,000円
を
     (二) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,00
      0平方メートル未満のもの 16,700円
     (三) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,
      000平方メートル未満のもの 27,100円
     (四) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,
      000平方メートル未満のもの 80,400円
     (五) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1
      0,000平方メートル未満のもの 128,000円
     (六) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2
      5,000平方メートル未満のもの 161,000円
     (七) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の
      もの 201,000円
に、
Γ
      ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,00
       0平方メートル未満のもの 145,700円
      ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,
       000平方メートル未満のもの 235.700円
      ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1
       0,000平方メートル未満のもの 309,000円
      ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2
       5,000平方メートル未満のもの 371,000円
      へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の
       もの 435,000円
を
      ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,00
       0平方メートル未満のもの 110,700円
      ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,
       000平方メートル未満のもの 145.700円
      ニ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,
       000平方メートル未満のもの 235,700円
      ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1
       0.000平方メートル未満のもの 309.000円
      へ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2
```

(三) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,

5,000平方メートル未満のもの 371,000円 ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の もの 435,000円 に、 ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,00 0平方メートル未満のもの 367,100円 ハ 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 523,700円 ニ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1 0,000平方メートル未満のもの 646,000円 ホ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2 5,000平方メートル未満のもの 763,000円 へ 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の もの 871,000円 を ロ 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,00 0平方メートル未満のもの 284,400円

- ハ 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2, 000平方メートル未満のもの 367,100円
- 二 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5, 000平方メートル未満のもの 523,700円
- ホ 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上1 0,000平方メートル未満のもの 646,000円
- へ 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2 5.000平方メートル未満のもの 763.000円
- ト 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の もの 871,000円

に改め、同部63の項額の欄を次のように改める。

建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明申請手数料の額は、次の1及び2に掲げる区分に応じて、次に掲げる額(省令第1条第1項第1号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。)

- 1 非住宅部分の用途が工場等のみの場合
  - 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 11,800円
  - 二 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000 平方メートル未満のもの 19.100円
  - 三 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000

平方メートル未満のもの 56,400円

- 四 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,00 0平方メートル未満のもの 90,000円
- 五 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 113,000円
- 六 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 141,000円
- 2 1以外の非住宅部分の場合
  - ー モデル建物法による場合
    - (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,00 0平方メートル未満のもの 77,600円
    - (2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,0 00平方メートル未満のもの 102,100円
    - (3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0 00平方メートル未満のもの 165,100円
    - (4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 216,000円
    - (5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2 5,000平方メートル未満のもの 260,000円
    - (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の もの 305,000円
  - 二 標準入力法等による場合
    - (1) 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,00 0平方メートル未満のもの 199,200円
    - (2) 当該部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上2,0 00平方メートル未満のもの 257,100円
    - (3) 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,0 00平方メートル未満のもの 366,700円
    - (4) 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 453,000円
    - (5) 当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上2 5,000平方メートル未満のもの 535,000円
    - (6) 当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上の もの 610,00円

付 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 別表第2の4建築の部の改正規定 令和3年4月1日
  - (2) 別表第2の2保健衛生の部の改正規定(次号の規定を 除く。)及び次項の規定 令和3年6月1日
  - (3) 別表第2の2保健衛生の部第60の項、第62の項、第64の項及び第66の3の項から第66の5の項までの改

正規定 令和3年8月1日 (経過措置)

2 この条例の施行の際、現に食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法(以下「新食品衛生法」という。)第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する別表第2の2保健衛生の部の改正規定による改正後の東京都台東区手数料条例(以下「新条例」という。)別表の規定の適用に当たっては、次の表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

飲食店(移	飲食店(移動	別表第2	18,300円	8,900円
動飲食店又	飲食店又は臨	の2保健		
は臨時飲食	時飲食店を除	衛生の部		
店を除く。)	く。)営業	6の項		
営業	そうざい製造	別表第2	25,200円	8,900円
	業	の2保健		·
		衛生の部		
		30の項		
	調理の機能を	別表第2	7,200円	5,100円
	有する自動販	の2保健	, , , , ,	,
	売機により食	衛生の部		
	品を調理し、	7の項		
	調理された食			
	品を販売する			
	営業			
移動飲食店	移動飲食店営	別表第2	5,600円	2,700円
営業又は臨	業又は臨時飲	の2保健	, , , , ,	,
時飲食店営	食店営業	衛生の部		
業		6の項		
喫茶店営業	飲食店(移動	別表第2	18,300円	5,700円
	飲食店又は臨	の2保健	,	
	時飲食店を除			
		6の項		

	調理の機能を	別表第2	7,200円	5,100円
	有する自動販	の2保健		
	売機により食	衛生の部		
	品を調理し、	7の項		
	調理された食			
	品を販売する			
	営業			
菓子製造業	飲食店(移動	別表第2	18,300円	8,400円
(移動菓子	飲食店又は臨	の2保健	,	,
製造業又は	時飲食店を除	衛生の部		
臨時菓子製	く。)営業	6の項		
造業を除	菓子製造業	別表第2	16,800円	8,400円
	N J EXCIN	の2保健	1 0, 0 0 0 1	0,10013
, ,		衛生の部		
		16の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	8,400円
	業	の2保健	10,0001	0,40011
	*	衛生の部		
		36の項		
菓子製造業	移動飲食店営	3 6 0 項	5,600円	2,700円
(移動菓子	業又は臨時飲	の2保健	3,000	2,700円
製造業又は				
	食店営業	衛生の部		
臨時菓子製		6の項		
造業に限				
3.)	共 → 生口生 业	T1 + 85 0	1.0.000	0 400 FF
あん類製造	菓子製造業	別表第2	16,800円	8,400円
業		の2保健		
		衛生の部		
		16の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	8,400円
	業	の2保健		
		衛生の部		
		36の項		
アイスクリ	飲食店(移動	別表第2	18,300円	8,400円
ーム類製造	飲食店又は臨	の2保健		
業	時飲食店を除	衛生の部		
	く。)営業	6の項		
	アイスクリー	別表第2	16,800円	8,400円
	ム類製造業	の2保健		
		衛生の部		
		17の項		
乳処理業	乳処理業	別表第2	25,200円	12,600円
		の2保健		
		衛生の部		
		12の項		
特別牛乳搾	特別牛乳搾取	別表第2	25,200円	12,600円
取処理業	処理業	の2保健		
		衛生の部		
		13の項		
乳製品製造	乳製品製造業	別表第2	25,200円	12,600円
業		の2保健	-, - 0 0 1 1	_, _ 0 0 1 1
~1~	Į.	MM		· ·

		衛生の部		
		18の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	8,400円
	業	の2保健		
		衛生の部		
		36の項		
集乳業	集乳業	別表第2	11,500円	5,700円
		の2保健		
		衛生の部		
		11の項		
食肉処理業	食肉処理業	別表第2	25,200円	12,600円
		の2保健		
		衛生の部		
		14の項		
食肉販売業	食肉販売業	別表第2	11,500円	5,700円
		の2保健		
		衛生の部		
		8の項		
食肉製品製	食肉製品製造	別表第2	25,200円	12,600円
造業	業	の2保健		
		衛生の部		
		20の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	8,400円
	業	の2保健	, , , _ ,	,
		衛生の部		
		36の項		
魚介類販売	飲食店(移動	別表第2	18,300円	5,700円
業	飲食店又は臨	の2保健	1 0, 0 0 0 1	3,13313
	時飲食店を除	衛生の部		
	く。)営業	6の項		
	魚介類販売業	別表第2	11,500円	5,700円
	M / M / M / M / M / M / M / M / M / M /	の2保健	1 1, 0 0 0 1	3,10011
		衛生の部		
		9の項		
魚介類競り	魚介類競り売	別表第2	25,200円	12,600円
一売り営業	り営業	の2保健		
		衛生の部		
		10の項		
魚肉練り製	水産製品製造	別表第2	19,200円	9,600円
品製造業	水座 & m & 匝	の2保健		3,00011
H		衛生の部		
		21の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	8,400円
	業	の2保健	1 0,00013	0,4001
	*	衛生の部		
		36の項		
食品の冷凍	冷凍食品製造	別表第2	25,200円	12,600円
又は冷蔵業	作保良吅袋坦   業	の2保健	, _ U U []	
人は印成未	<del>木</del> 	衛生の部		
		衛生の部   32の項		
			16 2000	Q 100m
I	良亩の小分げ	別衣第乙	16,800円	8,400円

	業	の2保健		
		衛生の部		
		36の項		
食品の放射		別表第2	25,200円	12,600円
線照射業	照射業	の2保健		
		衛生の部		
		15の項		
清涼飲料水		別表第2	25,200円	12,600円
製造業	造業	の2保健		
		衛生の部		
are well also Al also	and the state of the	19の項		
乳酸菌飲料	乳処理業	別表第2	25,200円	8,400円
製造業		の2保健		
		衛生の部		
	~: #:I > #:I \L \III	12の項		0 4 0 0 77
	乳製品製造業	別表第2	25,200円	8,400円
		の2保健		
		衛生の部		
	法法处场 1. 50	18の項	0.5.000	0 400 ==
	清涼飲料水製	別表第2	25,200円	8,400円
	造業	の2保健		
		衛生の部		
とはままれる。	とはままれる。	19の項	25 2000	1.9.6000
氷雪製造業	氷雪製造業	別表第2	25,200円	12,600円
		の2保健 衛生の部		
		角生の部   22の項		
食用油脂製	食用油脂製造	別表第2	25 200円	12,600円
造業	業	の2保健	20,2001	1 2, 0 0 0 1
<b>是</b> 未	*	衛生の部		
		24の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	8,400円
	業	の2保健	- 0,00013	,
		衛生の部		
		36の項		
マーガリン	食用油脂製造	別表第2	25,200円	12,600円
又はショー	業	の2保健		
トニング製		衛生の部		
造業		24の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	8,400円
	業	の2保健		
		衛生の部		
		36の項		
みそ製造業	みそ又はしょ	別表第2	19,200円	9,600円
	うゆ製造業	の2保健		
		衛生の部		
	4	25の項		_
	食品の小分け	別表第2	16,800円	8,400円
	業	の2保健		
		衛生の部		
l	l	36の項		

	ı			
しょうゆ製		別表第2	19,200円	9,600円
造業	うゆ製造業	の2保健		
		衛生の部 25の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	8,400円
	業	の2保健	10,0001	0,40011
		衛生の部		
		36の項		
ソース類製	密封包装食品	別表第2	19,200円	9,600円
造業	製造業	の2保健		
		衛生の部		
海 华 集门 / L. 光·	海 华 集门 / L. 光·	35の項	100000	0 0 0 0 11
酒類製造業	酒類製造業	別表第2の2保健	19,200円	9,600円
		の2保健   衛生の部		
		1   1   1   1   1   1   1   1   1   1		
豆腐製造業	豆腐製造業	別表第2	16,800円	8,400円
		の2保健	,	, , , , , , ,
		衛生の部		
		27の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	8,400円
	業	の2保健		
		衛生の部		
納豆製造業	納豆製造業	36の項 別表第2	16,800円	Q 4 0 0 m
附豆茭垣栗		別表第4		8,400円
		衛生の部		
		28の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	8,400円
	業	の2保健		
		衛生の部		
#型 ★型 ₩1 /\+ 7/\	北京 华子 朱川 八十 - 114.	36の項	1.0.000	0 400
麺類製造業	麺類製造業	別表第2	16,800円	8,400円
		の2保健 衛生の部		
		29の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	8,400円
	業	の2保健		_ , 5 1 3
		衛生の部		
		36の項		
そうざい製	そうざい製造	別表第2	25,200円	12,600円
造業	業	の2保健		
		衛生の部		
	食品の小分け	30の項 別表第2	16,800円	8,400円
	良品の小分り    業	別衣第2		0,4000
		衛生の部		
		36の項		
缶詰又は瓶	密封包装食品	別表第2	19,200円	9,600円
詰食品製造	製造業	の2保健		
業		衛生の部		

		35の項		
添加物製造業	添加物製造業	別表第2 の2保健 衛生の部 37の項	25,200円	12,600円

3 この条例の施行の際、現に東京都食品製造業等取締条例を廃止する条例(令和2年東京都条例第71号)による廃止前の食品製造業等取締条例(昭和28年東京都条例第111号)第7条の許可を受けて次の表の第1欄に掲げる営業を行っている者が、当該許可に係る営業を継続するために同表の第2欄に掲げる営業に係る新食品衛生法第55条第1項の許可の申請を行う場合は、当該申請に係る手数料に関する新条例の適用に当たっては、同表の第3欄に掲げる規定中同表の第4欄に掲げる字句は、同表の第5欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

っ は 船 割 生	<b>津船制性</b> 类	回主体の	12200	7 0 0 0 111
つけ物製造	漬物製造業	別表第2	13,200円	7,800円
業		の2保健		
		衛生の部		
		34の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	7,800円
	業	の2保健		
		衛生の部		
		36の項		
そう菜半製	そうざい製造	別表第2	25,200円	7,800円
品等製造業	業	の2保健		
		衛生の部		
		30の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	7,800円
	業	の2保健	·	
		衛生の部		
		36の項		
調味料等製	密封包装食品	別表第2	19,200円	7,800円
造業	製造業	の2保健	,	,
		衛生の部		
		35の項		
魚介類加工	水産製品製造	別表第2	19,200円	7,800円
業	業	の2保健		, 14
		衛生の部		
		21の項		
	食品の小分け	別表第2	16,800円	7,800円
	業	の2保健		., 0 0 0 1 1
		衛生の部		
		36の項		
Į	I		l l	

液卵製造業	液卵製造業	別表第2の2保健	13,200円	7,800円
		衛生の部 23の項		